

エネルギー・ラベリング規則 Regulation (EU) 2017/1369 の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2023 年 8 月 28 日

目次

- 1 概要
- 2 適用範囲
 - 2.1 この規則で扱われない事項
- 3 サプライヤとディーラーの義務
 - 3.1 サプライヤの一般的な義務 (第 3 条)
 - 3.2 製品データベースに関するサプライヤの義務 (第 4 条)
 - 3.3 ディーラーの義務 (第 5 条)
 - 3.4 サプライヤとディーラーのその他の義務 (第 6 条)
- 4 製品データベース
 - 4.1 製品データベース (第 12 条)
 - 4.2 製品データベースに入力すべき情報、及びデータベースの公開部分のための機能上の基準 (Annex I)
- 5 委任法令 (第 16 条)
- 6 参考資料

1 概要

1 Regulation (EU) 2017/1369^[1] は、「エネルギー・ラベリングのためのフレームワークの設定のための規則」のような意味のタイトルを持ち、通常は単にエネルギー・ラベリング規則などと呼ばれる。

2 本稿ではこの規則の内容のうち、主にサプライヤに直接関係しそうな事項を中心に、その概要を述べる。なお、本稿はこの規則の内容全てをカバーするものではなく、また正確であるとも限らないので、正確な情報は規則そのもの^[1] や関連する公式な資料などを参照していただきたい。

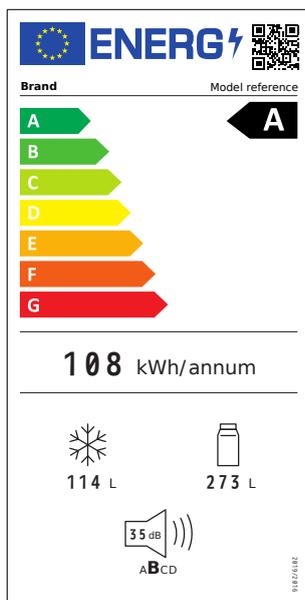
2 適用範囲

8 この規則は EU で市場に出され^{†1}、あるいは使用に供されるエネルギー関連製品に適用されるフレームワークを定める。

それは製品のエネルギー効率に関するラベリング、そして製品の使用中のエネルギーやその他の資源の消費の情報、また付加的な製品情報の標準化された形での提供について規定し、消費者がエネルギー消費の低減のためにより効率的な製品を選択できるようにする。

エネルギー関連製品 (energy-related product) は、市場に出され、あるいは使用に供される使用中にエネルギー消費に影響する品物やシステムを意味し、これは顧客のために市場に出され、あるいは使用に供される、また製品への組み込みが意図された、使用中にエネルギー消費に影響する部品を含む。

^{†1} これは遠隔販売、例えば EU 外から EU に向けてのオンラインでの販売を含む。この規則の対象となる製品のいずれかの EU 加盟国を出荷対象地域に含む遠隔販売を EU 外の製造業者や販売業者が行なう場合も、おそらくはその開始に先立って承認代理人 (§3) を任命し、この規則で定められた義務を果たさることが必要となるだろう。



2.1 この規則で扱われない事項

- この規則は以下のものには適用しない：
 - － 第三国から輸入されたものを除く、中古製品；
 - － 人や貨物のための輸送の手段。
- この規則の一部はその他のものにも適用される (§3.4の 4項と 5項を参照) が、エネルギー・ラベル (図1) や製品情報シート (図2) の提供、また欧州委員会が運用する製品データベース (§4.1) への登録の義務 (§3) は該当する委任法令 (delegated act; §5, 表1) が存在する製品グループにのみ適用され、その他の製品にはこれらの要求は適用されない。^{†2}
- この規則は製品のエネルギー消費に関する情報の提供などについて定めるが、エネルギー消費の低減そのものはこの規則では扱われず、これは主にエコデザイン指令 (エネルギー関連製品指令, ErP 指令) 2009/125/EC^{[2][4]} でカバーされる。^{†3}

3 サプライヤとディーラーの義務

サプライヤやディーラーは以下で述べるような義務を負う。

ここで、

- 「サプライヤ」は、EU 内に所在する製造業者、EU 内に所在しない製造業者の承認代理人、あるいは製品を EU 内に持ち込む輸入業者を意味する；^{†4}

「承認代理人 (authorised representative)」は、特定の任務についてその代理として振る舞うようにという書面による委任を製造業者から受け取った、EU 内に所在する自然人か法人を意味する；

^{†2} 従って、実用上はこの規則は該当する委任法令 (§5, 表1) が存在する製品グループにのみ適用されると考えても良さそうである。

^{†3} これらの規則と指令が組になるように扱われることもあるが、これらは独立したものであり、機器によって、双方の対象となる場合も、またいずれか一方のみの対象となる場合もある。

^{†4} EU 外の製造業者はサプライヤには該当せず、その委任を受けた承認代理人が、さもなくば輸入業者がサプライヤとしての義務を果たすことが必要となる。

- 「ディーラー」は、対価としての支払いの有無に関わらず、販売、貸出、あるいは分割払いでの販売を行なう、あるいは商業活動の一部として顧客や設置業者に対して製品を提示する小売業者やその他の自然人や法人を意味する。

3.1 サプライヤの一般的な義務 (第3条)

1. サプライヤは、市場に出される製品のそれぞれのユニットにこの規則と該当する委任法令 (§5, 表1) に従った正確な印刷されたラベル (図1) と製品情報シート (図2) が無償で添付されることを確かとすること。

委任法令は製品とともに製品情報シートを提供する代わりに製品情報シートのそれらのパラメータを製品データベース (§4.1) に登録すれば充分であると定めることができる。そのような場合、サプライヤは印刷された製品情報シートを要求に応じてディーラーに提供すること。

委任法令はラベルを製品の梱包に印刷するように定めることができる。^{†5}

2. サプライヤは、リスケール^{†6}されたラベルを含む印刷されたラベル、及び製品情報シートを無償で、迅速かついかなる場合もディーラーの要求から 5 営業日以内にディーラーに提供すること。
3. サプライヤは、自らが提供するラベルと製品情報シートの正確さを確かとし、またその正確さの評価を可能とするのに充分なだけの技術文書 (§4.1の 5項) を作成すること。
4. あるモデルのユニットが使用に供された後、サプライヤは、アップデートの手段によってそのユニットに対して行なおうとする、該当する委任法令で定められたそのユニットのエネルギー

^{†5} 梱包へのラベルの表示は梱包のまま店頭で陳列して販売される製品で特に有用であろう。例えば光源を対象とする Regulation (EU) 2019/2015 にはラベルの梱包への表示の規定が含まれている。

^{†6} ある製品グループの製品全般のエネルギー効率の向上に伴って市場に出されているモデルの多くが上位のエネルギー・クラスに偏るようになるなど、エネルギー・クラスのスケールの狭い範囲への著しい偏りが生じることがある。このような場合、欧州委員会は、所定の手続きを経てその製品グループをカバーする委任法令を改訂し、エネルギー・クラスのスケールの見直し (リスケール) を行なうことがある。例えば 2019 年には洗濯機と洗濯乾燥機、皿洗い機、電子式ディスプレイ、冷蔵庫、及び光源についてリスケールが行なわれ、それと併せてラベルの基本的なフォーマットの変更が行なわれた (図1も参照)。

対象	Regulation
家庭用皿洗い機	(EU) No 2019/2017
家庭用のオーブン、ホブ、レンジ・フード	(EU) No 65/2014
テレビを含む、電子式ディスプレイ	(EU) 2019/2013
エア・コンディショナ、扇風機	(EU) No 626/2011
温水器、貯湯タンク	(EU) No 812/2013
スペース・ヒータ	(EU) No 811/2013
ローカル・スペース・ヒータ	(EU) 2015/1186
固形燃料式ボイラー	(EU) 2015/1187
光源	(EU) 2019/2015
業務用低温貯蔵用キャビネットと関連機器	(EU) 2015/1094
冷蔵庫、冷凍庫	(EU) 2019/2016
家庭用衣類乾燥機	(EU) No 392/2012
換気装置	(EU) No 1254/2014
洗濯機、洗濯乾燥機	(EU) No 2019/2014

表 1: この規則に関する委任法令 ([3] より; 2023 年 8 月時点での情報)

効率ラベルのパラメータを悪化させるであろういかなる変更についても、顧客からの明示的な同意を得ること。

サプライヤは、ラベル・クラスの変更を含めて、そのアップデートとパラメータの変更の目的を顧客に通知すること。

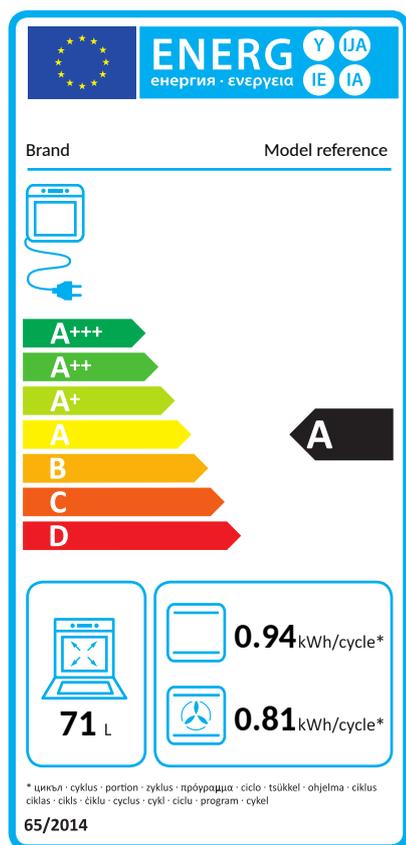
その製品の平均的な存続期間に応じた期間のあいだ、サプライヤは回避可能な機能の喪失なしにアップデートを拒否する選択肢を顧客に与えること。

5. サプライヤは、該当する委任法令で規定された、あるいは製品とともに提供される任意の文書に含められたパラメータのいずれかでより好ましいレベルを達成する目的でそのモデルの性能が試験条件によって自動的に変化するように設計された製品を市場に出してはならない。¹⁷

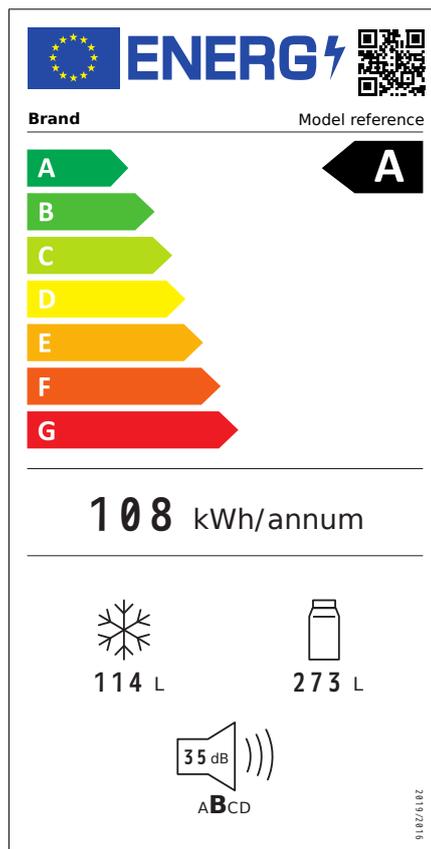
¹⁷ 例えば自動車の排出ガス規制に関して某社が行なったような、性能試験が行なわれていることを検知してその結果が良くなるように動作を調整し、実際の使用におけるものよりも良い性能を示す試験結果を得られるようにするようなことを行なってはならないということ。勿論、実際の使用における性能の向上のために状況に応じて動作を自動的に調整すること(使用されていない状態を検知して低消費電力の待機状態に移行することを含めて)、そしてその動作の結果としてこの規則に関連しての性能の評価で良い結果が得られることには問題はないだろう。

3.2 製品データベースに関するサプライヤの義務 (第 4 条)

1. 2019 年 1 月 1 日以降、サプライヤは委任法令 (§5, 表 1) でカバーされる新しいモデルのユニットを市場に出す前に §4.2 で触れるように製品データベース (§4.1) の公開パート、及び適合性パートへの入力を行なうこと。
2. 委任法令でカバーされるモデルのユニットが 2017 年 8 月 1 日から 2019 年 1 月 1 日のあいだに市場に出された場合、サプライヤは 2019 年 6 月 30 日までに製品データベースへのそれらのモデルに関する情報の入力を行なうこと。
データベースへのデータの入力まで、サプライヤは市場監査機関や欧州委員会からの要求を受け取ってから 10 日以内に電子版の技術文書を検査のために用意すること。
3. サプライヤはそのユニットが 2017 年 8 月 1 日以前にのみ市場に出されたモデルに関する情報を製品データベースに入力しても良い。
4. ラベル (図 1) や製品情報シート (図 2) に関する変更が行なわれた製品は新しいモデルとみなす。
サプライヤはあるモデルのユニットがもはや市場に出されなくなったならばデータベースにその旨を示すこと。



Regulation (EU) No 65/2014 (家庭用オーブン)



Regulation (EU) 2019/2016 (冷蔵庫)

右のラベルは冷蔵庫のもので、エネルギー効率クラスのスケールとその製品のクラスに加えて、年間消費電力量、冷凍室と冷蔵室の容量、騒音レベル、また製品情報シートへのアクセスのための QR コードが示されている。

エネルギー効率ラベルのフォーマットやその内容はそれぞれの該当する規則 (§5) で規定され、そのラベルがどの規則に基づくものであるかはラベルの下端 (右のラベルでは右下) に示されている。

右のラベルは 2019 年のリスケール†6 と併せて行なわれた変更後のラベルともなっており、左の当初からのフォーマットのラベルと見比べると、スケールの A+++、A++、A+、A、B、C、D からより単純な A、B、C、D、E、F、G への変更の他、左のものよりも全般的にシンプルになっていること、またラベル上部の見掛けと “ENERGY/IJA/IE/IA” からの表記の変更、QR コードの追加、スケールの上側のアイコンの削除が目につく。

図 1: エネルギー効率ラベルの例

- 上記のデータベースへの入力への要求は、それらのパッケージ (機器の組み合わせ) に対するラベルの提供がディーラーのみの義務となる、Commission Delegated Regulations (EU) No 811/2013†8、(EU) No 812/2013†9、及び

(EU) 2015/1187†10 で言及されるヒーターのパッケージには適用しない。

- あるモデルの最後のユニットが市場に出された後、サプライヤは製品データベースの適合性パートのそのモデルに関する情報を 15 年間維持すること。

製品の平均的な存続期間との関係から適切な場合、委任法令でより短い期間が示されるかも知れない。

†8 Commission Delegated Regulation (EU) No 811/2013 of 18 February 2013 supplementing Directive 2010/30/EU of the European Parliament and of the Council with regard to the energy labelling of space heaters, combination heaters, packages of space heater, temperature control and solar device and packages of combination heater, temperature control and solar device

†9 Commission Delegated Regulation (EU) No 812/2013 of 18 February 2013 supplementing Directive 2010/30/EU of the European Parliament and of the Council with regard to the energy labelling of water heaters, hot water storage tanks and packages of water heater and solar device

†10 Commission Delegated Regulation (EU) 2015/1187 of 27 April 2015 supplementing Directive 2010/30/EU of the European Parliament and of the Council with regard to energy labelling of solid fuel boilers and packages of a solid fuel boiler, supplementary heaters, temperature controls and solar devices

Product Information Sheet				
COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2019/2016 with regard to energy labelling of refrigerating appliances				
Supplier's name or trade mark: XXXXXXXX				
Supplier's address: XXXXXXXX XXXX XXXXXXXX XX-XXXX				
Model identifier: XXXXXXXXXX				
Type of refrigerating appliance:				
Low-noise appliance:	No	Design type:	freestanding	
Wine storage appliance:	No	Other refrigerating appliance:	No	
General product parameters:				
Parameter	Value	Parameter	Value	
Overall dimensions (millimetre)	Height	Total volume (dm ³ or l)	387	
	Width			2 030
	Depth			595
EEI	41	Energy efficiency class	A	
Airborne acoustical noise emissions (dB(A) re 1 pW)	35	Airborne acoustical noise emission class	B	
Annual energy consumption (kWh/a)	108	Climate class:	extended temperate, temperate, subtropical, tropical	
Minimum ambient temperature (°C), for which the refrigerating appliance is suitable	10	Maximum ambient temperature (°C), for which the refrigerating appliance is suitable	43	
Winter setting	No			
Compartment Parameters:				
Compartment parameters and values				
Compartment type	Compartment Volume (dm ³ or l)	Recommended temperature setting for optimised food storage (°C) These settings shall not contradict the storage conditions set out in Annex IV, Table 3	Freezing capacity (kg/24h)	
			Defrosting type (auto-defrost=A, manual defrost=M)	

Pantry	No	-	-	-	-
Wine storage	No	-	-	-	-
Cellar	No	-	-	-	-
Fresh food	Yes	273,0	3	-	A
Chill	No	-	-	-	-
0-star or ice-making	No	-	-	-	-
1-star	No	-	-	-	-
2-star	No	-	-	-	-
3-star	No	-	-	-	-
4-star	No	-	-	-	-
2-star section	No	-	-	-	-
Variable temperature compartment	Fresh food	114,0	2	-	A
	Chill		-1	-	
	4-star		-19	8,0	
For 4-star compartments					
Fast freeze facility					
Yes					
Light source parameters:					
Type of light source					
LED					
Energy efficiency class					
G					
Minimum duration of the guarantee offered by the manufacturer: 24 months					
Additional information:					
Weblink to the supplier's website, where the information in point 4 of Annex II of Commission Regulation (EU) 2019/2019 is found: https://www.XXXX.com/XXXX					

図 2: 製品情報シートの例 (冷蔵庫)

データベースの公開パートの情報は削除してはならない。

3.3 デイラーの義務 (第 5 条)

1. デイラーは:

- (a) サプライヤが提供した、あるいは該当する委任法令 (§5, 表 1) でカバーされるモデルのユニットについて下記の第 2 項で触れるように入手可能とされたラベル (図 1) を、通信販売の場合を含め、目に見える形で掲示し、かつ
- (b) 要求があれば販売拠点において物理的な形で提供することを含め、顧客が製品情報シート (図 2) を入手できるようにすること。

2. サプライヤのラベルの添付の義務にも関わらず、デイラーがラベルを持っていない場合、サプライヤにその提供を要求すること。

3. サプライヤのラベルの添付の義務にも関わらず、デイラーが製品情報シートを持っていない場合、サプライヤにその提供を要求するか、もしくはそのようにすることを選択した場合は製品データベース (§4.1) から印刷するか当該の製品に関してその機能が利用可能であるならば電子表示のためにダウンロードすること。

3.4 サプライヤとデイラーのその他の義務 (第 6 条)

サプライヤとデイラーは、

- 1. 特定のモデルに対する視覚広告や技術的販促資料で該当する委任法令 (§5, 表 1) に従ったその製品のエネルギー効率クラスを、また効率クラスの範囲を示すこと。
- 2. その義務範囲にある、この規則と該当する委任法令で定められた要求事項への任意の不適合を正すために、自らの主導で、あるいは市場監査

機関にそのように要求された時、市場監査機関と協同し即座の処置を行なうこと。

3. 委任法令でカバーされる製品について、それが使用中のエネルギーやその他の資源の消費に関して顧客を誤解もしくは混乱させそうな場合、この規則や該当する委任法令に適合しない他のラベル、マーク、シンボル、あるいは銘刻を提供し、あるいは表示しないこと。
4. 委任法令でカバーされない製品について、この規則や該当する委任法令で示されたラベルに似せたラベルを提供し、あるいは表示しないこと。
そのラベルが委任法令で定められていない限り、この要求は国家法で定められたラベルには影響しない。
5. エネルギー関連製品以外について、この規則やいずれかの委任法令で示されたラベルに似せたラベルを提供し、あるいは表示しないこと。

4 製品データベース

4.1 製品データベース (第 12 条)

1. 欧州委員会は公開パート、適合性パート、及びそれらの2つのパートにアクセスできるようにするオンライン・ポータルから成る製品データベース^{†11}を構築し維持する。
この製品データベースは市場監査機関の義務を置き換え、あるいは変更するものではない。
2. 製品データベースは以下の事項を目的とする:
 - (a) その執行を含む、この規則や該当する委任法令 (§5, 表1) のもとでの、また Regulation (EU) 2020/740^{†12}のもとでの市場監査機関の任務の実施を助ける;
 - (b) 市場に出された製品とそのエネルギー・ラベル (図1)、また製品情報シート (図2) についての情報を公衆に提供する;

^{†11} EPREL: European Product Registry for Energy Labelling, <https://commission.europa.eu/energy-climate-change-environment/standards-tools-and-labels/products-labelling-rules-and-requirements/energy-label-and-ecodesign/product-database.en>

^{†12} Regulation (EU) 2020/740 of the European Parliament and of the Council of 25 May 2020 on the labelling of tyres with respect to fuel efficiency and other parameters, amending Regulation (EU) 2017/1369 and repealing

(c) 欧州委員会にエネルギー・ラベルの見直しのための製品のエネルギー効率の最新の情報を与える。

3. データベースの公開パートとオンライン・ポータルは §4.2 で触れるような公開すべき情報を含む。
データベースの公開パートはこの章の 7 項で触れるような基準、また §4.2 の 4 項で触れるような機能上の基準を満たすこと。
4. 製品データベースの適合性パートは市場監査機関と欧州委員会のみがアクセス可能で、この章の 5 項で触れる技術文書の特定の部分を含む、§4.2 の 3 項で触れるような情報を含む。
データベースの適合性パートはこの章の 7 項と 8 項、また §4.2 の 4 項で触れるような基準を満たすこと。
5. サプライヤがデータベースに入力しなければならない技術文書の必須の特定の部分は以下のもののみをカバーする:
 - (a) それを明確かつ容易に識別するのに十分な、そのモデルの概要説明;
 - (b) 適用された整合規格や使用された他の測定規格への参照;
 - (c) そのモデルの組み立て、設置、保守、あるいは試験に際して講じなければならない特定の注意事項;
 - (d) そのモデルの測定された技術的パラメータ;
 - (e) 測定されたパラメータに対して実施された計算;
 - (f) 適用された規格で十分に述べられていない場合、試験条件。

さらに、サプライヤは技術文書の付加的な部分をデータベースに任意でアップロードできる。

6. 市場監査機関や欧州委員会がこの規則に基づく任務を遂行する上で前項で述べた以外の、あるいはデータベースの公開パートから入手できないデータが必要になった場合、そのデータをサプライヤへの要求によって入手できる。

7. 製品データベースは以下の基準に従って構築される:

- (a) サプライヤやその他のデータベース利用者の管理上の負担を最小限とする;
- (b) ユーザー・フレンドリ性、及び費用対効果; 及び
- (c) 冗長な登録の自動的な回避。

8. データベースの適合性パートは以下の基準に従って構築される:

- (a) 厳格なセキュリティ体制による意図しない使用からの保護と機密情報の防護;
- (b) 知る必要の原則に基づくアクセス権;
- (c) 該当する場合、Regulation (EC) No 45/2001^{†13}、及び指令 95/46/EC^{†14}に基づく個人データの取り扱い
- (d) より大きなデータ・セットのコピーの防止のためのデータ・アクセスの制限;
- (e) 技術文書に対するサプライヤのデータ・アクセスのトレーサビリティ。

9. データベースの適合性パートのデータは Commission Decision (EU, Euratom) 2015/443^{†15} に従って取り扱う。

特に、Commission Decision (EU, Euratom) 2017/46^{†16}とその実施規則の特定のサイバー・セキュリティ体制を適用する。

機密レベルは許可を得ていない人々へのデータの開示によってもたらされる損害の結果を反映する。

10. サプライヤは §3.2 の 1項と 4項で触れるようにデータベースに入力された情報へのアクセスと編集の権利を持つ。

^{†13} Regulation (EC) No 45/2001 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2000 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data by the Community institutions and bodies and on the free movement of such data

^{†14} Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data

^{†15} Commission Decision (EU, Euratom) 2015/443 of 13 March 2015 on Security in the Commission

^{†16} Commission Decision (EU, Euratom) 2017/46 of 10 January 2017 on the security of communication and information systems in the European Commission

変更の記録は市場監査のために維持され、任意の編集の日付の履歴を保存する。

11. モデルの特性を比較して最もエネルギー効率の良い製品を選択できるように、製品データベースの公開パートを使用する顧客がそれぞれの製品グループについて占められる最良のエネルギー・クラスを容易に同定できる。

12. 欧州委員会は製品データベースの運用上の詳細を実施規則によって規定する権限を持つ。

そのような実施規則は、この規則の第 14 条 (Consultation Forum) で定められた諮問フォーラムによる諮問の後、この規則第 18 条 (Committee procedure) の (2) で示される審査手続きに従って採択される。

4.2 製品データベースに入力すべき情報、及びデータベースの公開パートのための機能上の基準 (Annex I)

1. サプライヤがデータベースの公開パートに入力する情報:

- (a) サプライヤの名前か登録商標、住所、連絡先の詳細、及びその他の法的な識別;
- (b) モデル識別子;
- (c) 電子的な形式でのラベル (図 1);
- (d) エネルギー効率クラス、及びラベルのその他のパラメータ;
- (e) 電子的な形式での製品情報シート (図 2) のパラメータ。

2. 欧州委員会がオンライン・ポータルに入力すべき情報:

- (a) 加盟国の市場監査機関の連絡先の詳細;
- (b) この規則の第 15 条 (Working plan) に従った作業計画;
- (c) 諮問フォーラムの議事録;
- (d) 委任/実施法令、移行のための測定と計算の方法、及び適応可能な整合規格のリスト。

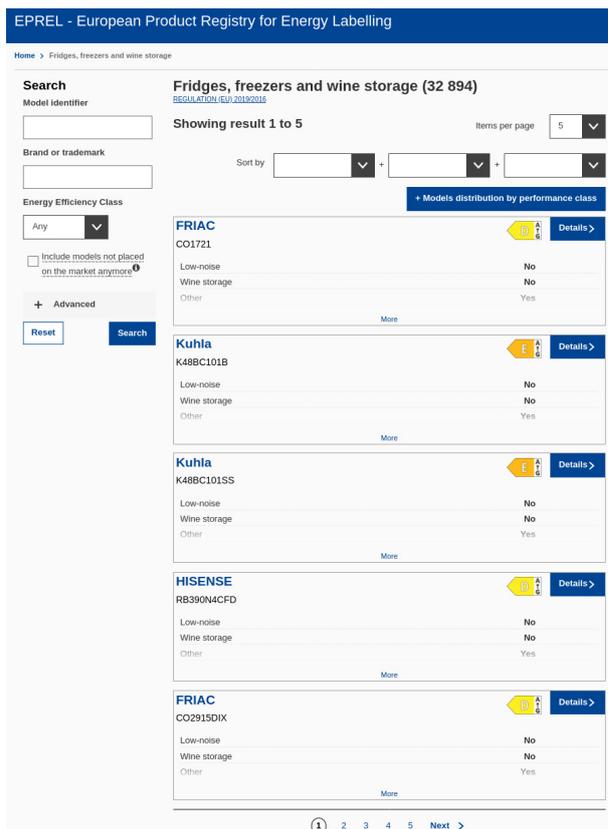


図 3: 製品データベースの公開パートへのアクセス

対象機器の情報は EPREL に登録され、エネルギー効率ラベルや製品情報シートを含む公開情報は誰でも <https://eprel.ec.europa.eu/> からアクセスできる。

3. サプライヤがデータベースの適合性パートに入力する情報:

- (a) 既に市場に出された全ての同等のモデルのモデル識別子;
- (b) §4.1の 5項で触れた技術文書。

欧州委員会は、加盟国が実施した適合性確認の結果と採用された暫定的な措置を含む、*Information and Communication System on Market Surveillance (ICSMS)* へのリンクを示すこと。

4. 製品データベースの公開パートの機能上の基準:

- (a) それぞれの製品モデルを個別の記録として取り出せる;
- (b) EU の全ての公用語での言語版の完全な製品情報シート (図 2) とともに、それぞれのモデルのエネルギー・ラベル (図 1) の表示可能、ダウンロード可能、かつ印刷可能な単一のファイルを生成する;

(c) 情報は機械可読で、並べ替えと検索が可能で、第三者が無償で使用するためのオープン・スタンダードに依る;

(d) サプライヤのためのオンラインのヘルプデスクか連絡先が確立/維持され、ポータルに明確に表示される。

5 委任法令 (第 16 条)

1. 欧州委員会は特定の製品グループに対するラベルに関係する詳細な要求事項を確立することでこの規則を補足するためにこの規則第 17 条 (*Exercise of the delegation*) に従って委任法令を採択する権限を付与される。^{†17}

2. 前項で述べた委任法令は以下の基準を満足する製品グループを規定する:

- (a) 入手可能な最新の統計に従い、また EU 市場に出される量を考慮し、その製品グループがエネルギーの、また該当する場合は他の資源の節約の相当の可能性を持つ;
- (b) その製品グループ内の同等の機能を持つモデルのあいだで該当する性能レベルに関して相当の違いがある;
- (c) その製品グループの入手性やライフサイクルへの著しい悪影響がない;
- (d) ある製品グループへのエネルギー・ラベリング要求の導入が使用中の製品の機能性への著しい悪影響を持たない。

3. 特定の製品グループに関する委任法令は特に以下の事項を規定する:

- (a) その詳細なラベリング要求でカバーされる特定の製品グループの定義;
- (b) エネルギー消費を A~G で示すスケールを含む、ラベルのデザインと内容;
- (c) 適切な場合、その製品に関する他の資源の使用や付加的な情報;

^{†17} 通常は欧州規則は欧州議会と欧州理事会での議決を含む手続きを経て採択されるが、特定の事項について欧州委員会が採択と発行を行なう権限を与えられている。表 1 で示したような実施規則はこの委任 (delegation) に基づいて発行されており、そのことはそれらの指令の表題の “Commission Delegated Regulation” (通常は “Regulation . . . of the European Parliament and of the Council” のような表題となっている) という表現からも分かるだろう。

- (d) 適切な場合、エネルギー・スマートである、すなわち外的な刺激に応じて消費パターンを自動的に変更し最適化する能力を持つ製品を顧客が識別できるような参照;
- (e) ラベルを表示する場所、例えば製品自身への貼り付け、梱包への印刷、電子的なフォーマットでの提供やオンラインでの表示など;
- (f) 適切な場合、製品にラベリングする電子的な手段;
- (g) 遠隔販売の場合にラベルと製品情報シートを提供する方法;
- (h) 製品情報シートと技術文書の必要な内容、また適切な場合は書式やその他の詳細;
- (i) 要求への適合性の検証の際に加盟国が用いる検証許容差;
- (j) ラベル上にあるエネルギー・クラスと効率クラスを視覚広告や技術的販促資料にどのように含めるか;
- (k) エネルギー効率指数 (EEI) やそれに相当するパラメータを含む、ラベルと製品情報シートの情報の決定のために用いる測定と計算の方法;
- (l) 大型の器具では所定のエネルギー・クラスの達成のためにより高いレベルのエネルギー効率が必要かどうか;
- (m) 顧客が電子的手段を通じて製品の性能に関するより詳細な情報を得られるようにするラベル上の任意の追加の情報の書式。これは QR コード、オンライン・ラベル上のリンク、あるいは任意のその他の顧客主導の手段となるかも知れない;
- (n) 適切な場合、製品の使用中のエネルギー消費を示すエネルギー・クラスを製品の対話的な表示装置にどのように表示するか;
- (o) 評価の日付、またその委任法令のあり得る将来の改訂;
- (p) 適切な場合、異なる気象地域におけるエネルギー性能の相違;
- (q) §3.2の6項で触れたデータベースの適合性パートの情報の維持の要求に関して、製品の平均的な存続期間との関係から適切な場合、15年よりも短い維持期間。

6 参考資料

- [1] *Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2017 setting a framework for energy labelling and repealing Directive 2010/30/EU*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R1369>
- [2] *Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009L0125>
- [3] *European Commission > Harmonised Standards > Ecodesign and Energy Labelling*,
https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/european-standards/harmonised-standards/ecodesign_en
- [4] エコデザイン指令 2009/125/EC の概要, 株式会社 e・オータマ, 2022,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>